### 足立区特定教育•保育施設

指導検査基準

令和5年8月8日適用 (私立幼稚園・認定こども園用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

#### 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
С	文書指摘	子ども・子育て支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により 改善が遅延している場合など文書指摘とするに至らない場合は「口頭指導」と することができる。
В	口頭指導	子ども・子育て支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
Α	助言指導	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助 言指導」を行う。

# 運営管理編

**り** 

1 利用定員	1	12 秘密の保持	4
2 運営規程	1	13 小学校等に対する情報提供	4
3 利用者への情報提供		14 研修機会の確保	4
(1) 掲示	2	15 苦情解決	
(2) 情報提供の努力	2	(1) 苦情窓口の設置	5
(3) 虚偽又は誇大広告	2	(2) 苦情内容の記録	5
4 教育・保育給付認定申請の援助	2	(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	5
5 内容の説明及び同意	2	16 区の検査に対する協力及び改善の努力	5
6 正当な理由のない提供拒否の禁止等	3	17 サービスの質の評価等	5
7 区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	3	18 保護者に関する区への通知	5
8 受給資格等の確認	3	19 記録の整備と保存	6
9 人権擁護、虐待防止	3	20 職員の設置	7
10 平等取扱いの原則	4	21 安全対策1	0
11 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日 1	4		

#### [凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	関係法令及び通知書	略称
1	子ども・子育て支援法	支援法
2	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	区運営基準条例
3	昭和33年法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
4	平成18年法律第77号「就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	就学前子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推 進に関する法律
5	昭和33年文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
6	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府令第49号
7	令和4年12月28日4文科教第1309号「学校保健安全法施行規則の一部改正について」	4文科教第1309号通知
8	令和4年12月28日府子本第1107号、4文科初第1843号、子発1228第2号「就学前子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律施行規則」等の一部改正について	府子本第1107号通知
9	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」	留意事項通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用定員	1 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。	1 利用定員を20人以上としているか。	(1) 区運営基準条例第4条1	(1) 利用定員を20人以上としていない。	С
	2 特定教育・保育施設は、各区分ごとに利用定員を定めるものとする。	1 各区分ごとに利用定員を定めている	(1) 区運営基準条例第4条2	(1) 各区分ごとの利用定員を定めていない。	С
	3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の 提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保 育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定 する便宜の供与への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得な い事情があるときは、この限りでない。	1 区運営基準条例第22条の規定する特別の理由なく、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第22条	(1) 特別の理由なく利用定員を超えて特定教育・保育を提供している。	С
2 運営規程	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。	   重要事項に関する規程を定めているか。 	(1) 区運営基準条例第20条	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。	С
	① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日			(2) 重要事項に関する規程①から ⑪の内、不足している項目があ る。	В
	⑤ 支援法第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から 支払を受ける利用者負担その他の費用の種類、支払を求める 理由及びその額				
	⑥ 区運営基準条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子 どもの区分ごとの利用定員				
	⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(区運営基準条例第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)				
	<ul><li>8 緊急時等における対応方法</li><li>③ 非常災害対策</li><li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li><li>⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</li></ul>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 利用者への情報提供 (1)掲示	特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 施設の見やすい場所に重要事項の掲示を行っているか。	(1) 区運営基準条例第23条	(1) 施設の見やすい場所に掲示し ていない。	С
	※ 事務所の中に備え付けてある等、利用者が施設の職員に声をかけないと見ることが出来ない状態は、(施設の見やすい場所に)掲示してあるとは言えない。	2 掲示されている内容は適切か。	(1) 区運営基準条例第23条	(1) 掲示内容について、『2 運営規程』で定めている①から⑪の内、不足している項目がある。	В
(2)情報提供の努力	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする 小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希 望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよ うに、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容 に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。	(1) 区運営基準条例第28条1	(1) 利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の 提供を行うよう努めていない。	A
(3) 虚偽又は誇大広告の禁	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 施設について広告する場合、内容が虚 偽のもの又は誇大なものとなっていない か。	(1) 区運営基準条例第28条2	(1) 施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	С
4 教育・保育給付認定申請の 援助	保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思 を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよ	1 教育・保育給付認定申請に対する必要 な援助を行っているか。	(1) 区運営基準条例第9条1	(1) 必要な援助を行っていない。	С
	う必要な援助を行わなければならない。 			(2) 援助が不十分である。	В
	2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定 の申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の 有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行	2 教育・保育給付認定の変更の認定申 請に必要な援助を行っているか。	(1) 区運営基準条例第9条2	(1) 必要な援助を行っていない。	С
	わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由が ある場合には、この限りでない。			(2) 援助が不十分である。	В
5 内容の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1 利用申込者に対して重要事項等を交付 して説明を行い、提供の開始について利 用申込者の同意を得ているか。 なお、利用申込者の同意については、ト ラブルを避ける観点から、同意書を取得 することが望ましい。		(1) 重要事項を交付して説明をして いない、又は特定教育・保育の 提供の開始について同意を得て いない。	С

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 正当な理由のない提供 拒否の禁止等	1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒ん ではならない。	1 正当な理由なく提供拒否をしていない か。	(1) 区運営基準条例第6条	(1) 正当な理由がないにもかかわらず、教育・保育給付認定保護者の利用の申込みを拒否している。	С
	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公平な方法により選考しなければならない。	2 子どもの総数が利用定員を超える場合 に、公正な方法により選考を行っている か。	(1) 区運営基準条例第6条2	(1) 公平な方法による選考を行って いない。	С
	3 特定教育・保育施設は、上記2に規定する選考の方法をあら かじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考 を行わなければならない。	3 選考の方法をあらかじめ明示した上で、 選考を行っているか。	(1) 区運営基準条例第6条4	(1) 選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考を行っていない。	С
7 区が行うあっせん、要請 及び調整に対する協力	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育給付認定子どもに対し、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		(1) 区運営基準条例第7条	(1) 区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力していない。	С
		で、食事の提供に手間がかかる等の理由で、必要以上に入所の制限を行っており、できる限りの協力をしているといえない場合等。		(2) 協力が不十分である。	В
8 受給資格等の確認	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、 <u>必要に応じて、</u> 保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。 なお区から送付されるリストでの確認でよい。	1 教育・保育給付認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育 必要量等を確認しているか。	(1) 区運営基準条例第8条	(1) 教育・保育給付認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。	С
	を83世がうた19で40のアベーでの7時間にである。			(2) 教育・保育給付認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等の確認が不十分である。	В
9 人権擁護、虐待防止	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならな	1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 区運営基準条例第3条4	(1) 子どもの人権の擁護、虐待の 防止等のため、責任者を設置す る等の体制整備を行っていない。	С
	ι <sub>°</sub>			(2) 体制整備が不十分である。	В
		2 子どもの人権の擁護、虐待の防止等に 関する研修を実施する等の措置を講じて いるか。	(1) 区運営基準条例第3条4	(1) 子どもの人権の擁護、虐待の 防止等に関する研修を実施する 等の措置を講じていない。	В

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 平等取扱いの原則	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信 条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担す るか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	差別的な扱いをしていないか。	(1) 区運営基準条例第24条	(1) 国籍、社会的身分等により差別 的な扱いをしたり、信条等を強要 したりしている。	
(業務日誌)	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供をした際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。施設の状況を的確に把握するため、特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。	特定教育・保育施設に係る必要な事項の 記録(業務日誌)を適切に作成しているか。	(1) 区運営基準条例第12条	(1) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)が 未作成である。	С
	施設長が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 〈例〉職員及び子どもの出席状況、園行事、会議、出張、来訪者等			(2) 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)の 内容が不十分である。	В
12 秘密の保持	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がな く、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家 族の秘密を漏らしてはならない。	正当な理由がある場合を除き、職員であったものを含めて施設は秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第27条1,2	(1) 必要な措置を講じていない。	С
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がな く、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければ ならない。			(2) 措置が不十分である。	В
13 小学校等に対する情報 提供	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得て	あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第27条3	(1) あらかじめ文書による同意を得ていない。	С
	おかなければならない。			(2) 同意の取得が不十分である。	В
14 研修機会の確保	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	研修の機会を確保しているか。	(1) 区運営基準条例第21条3	(1) 研修の機会を確保していない。	С
				(2) 研修機会の確保が不十分である。	В

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
15 苦情解決 (1) 苦情窓口の設置	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。		(1) 区運営基準条例第30条1	(1) 苦情受付窓口を設置する等の 必要な措置を講じていない。 (2) 苦情に迅速かつ適切に対応す るための措置が不十分である。	В
(2) 苦情内容の記録	特定教育・保育施設は、上記の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情の内容を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第30条2	(1) 苦情の内容を記録していない。 (2) 内容の記録が不十分である。	C B
(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	苦情に関して区が実施する事業に協力する よう努めているか。	(1) 区運営基準条例第30条3	(1) 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めてない。	А
16 区の検査に対する協力 及び改善の努力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調	区が行う検査に協力するとともに、指導助 言に対して必要な改善を行っているか。	(1) 区運営基準条例第30条4	(1) 区が行う検査に協力していない。若しくは指導助言に対する必要な改善を行っていない。	С
	査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。			(2) 区が行う検査に協力するとともに、指導助言に対する必要な改善が不十分である。	В
17 サービスの質の評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	又は外部の者による評価を受け、それらの結	(1) 区運営基準条例第16条2	(1) 定期的に子どもを入園させている保護者その他園の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表する等、改善を行う努力をしていない。	
18 保護者に関する区への 通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育 給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型 給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を 付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しな ければならない。	通知を行っているか。	(1) 区運営基準条例第19条	(1) 通知を行っていない。	С

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
19 記録の整備と保存	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を 整備しているか。	(1) 区運営基準条例第34条1	(1) 職員、設備及び会計に関する 諸記録を整備していない。	С
				(2) 記録の整備が不十分である。	В
	2 特定教育・保育施設は教育・保育給付認定子どもに対する特 定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完	1 記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 区運営基準条例第34条2(1)	(1) 記録を整備・保存していない。	С
	結の日から5年間保存しなければならない。			(2) 記録の整備・保存が不十分である。	В
	(1) 区運営基準条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての <u>計画</u> (例: <u>指導計画等</u> )			ww.	
	(2) 区運営基準条例第12条による特定教育・保育の提供の記録 (例:保育日誌等)				
	(3) 区運営基準条例第19条の規定による市町村への通知に係る 記録 (保護者の不正受給に関する記録)				
	(4) 区運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (苦情処理簿)				
	(5) 区運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 (事故報告書)				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
20 職員の配置	人員配置について、下記に示す「留意事項通知」、「区扶助要綱」、「区法外要綱」の条件を遵守し、適正な申請を行わなければならない。 [公定価格] 1 基本部分 (1) 基本分単価 [私立幼稚園】 ア園長 イ教員(教諭等) 基本分単価における必要教員数は以下の(ア)と(イ)を合計した数であること。(園長及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く) (ア)年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人 (イ)学級編制調整加配 利用定員が36人以上300人以下の施設に1人 ウ その他 事務職員及び非常勤事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	申請内容は適正か。	(1) 支援法第27条 (2) 内閣府令第49号 (3) 留意事項通知	(1) 申請内容が適正でない。 (2) 申請内容が一部不適正なところがある。	СВ
	字校医、字校图科医及び字校樂剤即嘱託等で可 【認定こども園】 ア保育教諭等 基本分単価における必要保育教員数は以下の(ア)と(イ)を合計した数であること。(幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が選任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く) (ア)年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1.2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人。 (イ)その他 ①保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人。 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人。 ③主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする) ④上記(ア)及び(イ)の①、②の保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)				

基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ その他 園長 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、 41人以上150人以下の施設は2人、 151人以上の施設は3人。				
事務職員及び非常勤事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合 は、配置は不要				
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師				
2 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。				
(1)副園長・教頭配置加算 園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭 を配 置している施設に加算する。				
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条(認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条又は学校教育法第27条)に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。				
イ 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号。認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第14条または学校教育法施行令)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。				
ウ 当該施設に常時勤務する者であること。				
エ 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員(認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が選任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員)に該当しないこと。				
(2)3歳児配置改善加算 配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園の場合は保育教諭等の配置基準)を3歳児及び満3歳児児び満3歳児児にのき1人により実施する施設に加算する。				
	イその他園長調理員等保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人。事務職員及び非常勤事務職員園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  2 基本加算部分要件等の詳細については「留意事項通知」による。 (1)副園長・教頭配置加算園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。 ア学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条(認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第7号)第14条又は学校教育法第27条)に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。 イ学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号。認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第14条または学校教育法施行令)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。 ウ 当該施設に常時勤務する者であること。 エ 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員、認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が選任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。 (2)3歳児配置改善加算配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園の場合は保育教諭等の配置基準)を3歳児及び満3	イ その他  園長 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、 41人以上150人以下の施設は2人、 151人以上の施設は3人。  事務職員及び非常動事務職員 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合 は、配置は不要 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  2 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。 (1)副園長・教頭配置加算 園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条(認定こども園の場合は就学前の子どもに関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成19年法律第77号)第14条又は学校教育法第29条)に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。 イ 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号。認定こども園の場合は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等は14号表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で	イその他  図月  現年日年  保育認定子どもに係る利用党員40人以下の施設は1人、 41人以上150人以下の施設は2人、 151人以上の施設は3人。 事務組長 2073年勤制を類員人  國長寺の職員が未務する場合又は業務委託する場合 は、配置は不要  学校医、学校商科医及び学校業剤師  2 基本加算部分  要件等の詳細については「留富事項通知」による。 (1) 副國長・教師配置加算  国長以外の教員として、次の要件を満たす副國長又は教理 を記  記している施設に加算する。 ア 学校教育法院のアまとはに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(単原)4年法律第7号)第4年又は学校教育法案7条に規定する副優長又は教験を対会を対象で表案7条に規定する副優長又は教験の研修とつかさとっていること。学総担任など教育・保育への従事状況は問わない。  イ 学校教育法院行規則(昭和25年文部名令第11号。認定ことも個の場合は政学前の子ともに関する教育、保育への従事状況は問わない。  イ 学校教育法院行規則(昭和25年文部名令第11号。認定ことも個の場合は政学前の子ともに関する教育、保育の総合的が建保の推進に関する法律部が規則(平成25年内網市・文部等)が発生に対して発行を表別、保育の総合的が建保の推進に関する法律部が表別、14条または学校教育法院  第4年名・原生労働名令裁定号、第11号。認定こ  とも個の場合は政学前の子ともに関する教育、保育等の総合的が建場の推進に関する技術を持た時間、中央の発生、政策を持たが、教育に表別で、推進所等の発生、対策を持たが、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別でする教育とにより、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別に表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、	日本の他 選手 選用量等 保育設定子どもに係る利用定員の人以下の施設は1人、 41人以上150人以下の施設は2人。 事務職員及び非常効率務職員 要長者の職員が実施する場合又は業務委託する場合 は、配配は不要 学校医、学校進科医及び学校業剤師 2 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。 (1) 副國長、教務配置加盟する。 (1) 副國長、教務配置加盟する。 ア 学校教育法の第20年法律第26号)第27条(認定こども画 の場合は数学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律(平成18年末は第77号)第14条又は学 教育官法の父亲に関する公司協定及と核物の直接をつかさ ど次有官法の父亲に関する公司協定及と核の直接を が教育法系の父亲に関すると当に関する場合第14号 でした。と、学院担任など教育、保育の成果を次がは関わない。 イ 学や教育法法が父亲に関する場合 第14年 (中国 中国 中

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(3)満3歳児対応加配加算 ア 3歳児配置改善加算の適用がない場合 配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園 の場合は保育教諭等の配置基準)を満3歳児6人につき1人(満 3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施する施設に 加算する。				
	イ 3歳児配置改善加算の適用がある場合 配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準(認定こども園 の場合は保育教諭等の配置基準)を満3歳児6人につき1人(満 3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施する施設に 加算する。				
	3 特定加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。				
	(1)主幹教諭等専任加算 主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主 幹教諭及び指導教諭をいう。)を指導計画の立案や地域の子 育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価及び他 の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて 代替教員(非常勤講師等)を配置し、事業等を複数実施する施 設に加算する。				
	※認定こども園の場合は、主幹保育教諭等の専任化により子 育て支援の取組み実施していない場合に加算の調整を行う。				
	(2)事務職員配置加算 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職 を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の 施設に加算する。 ※ 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合 は、配置は不要であること。				
	(3)指導充実加配加算 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる 「必要教員数」(認定こども園の場合は「必要保育教諭等の数」 )を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施 設に加算する。				
	(4)事務負担対応加配加算 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職 員並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務 職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人 以上の施設に加算する。				
	※ 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。				
	(5)栄養管理加算 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立や アレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指 導を受ける施設に加算。				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
21 安全対策	1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他の学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	1 安全に関する事項について計画を策定 しているか。	(1) 学校保健安全法第27条 (2) 就学前子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関す る法律第27条	(1) 安全に関する事項について計画を策定していない。	В
	2 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を定めるものとする。	1 危機等発生時において職員等が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を定めているか。	(1) 学校保健安全法第29条 (2) 就学前子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関す る法律第27条	(1) 危機等発生時における対処要 領を定めていない。	В
	3 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。	1 児童生徒等の自動車での移動の際、乗 降時に点呼等その他の方法により所在 の確認をしているか。	<ul><li>(1) 学校保健安全法施行規則第29条 の2(1)</li><li>(2) 4文科教第1309号通知</li><li>(3) 府子本第1107号通知</li></ul>	(1) 児童生徒等の自動車での移動 の際、乗降時に点呼等その他の 方法により所在の確認をしていな い。	
	幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転手席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められたものを除く。)を運行する時は、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。  ※安全装置の設置は令和6年3月31日まで経過措置が設けられている。	2 児童の所在の見落としを防止する装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	<ul> <li>(1) 学校保健安全法施行規則第29条 の2(1)</li> <li>(2) 4文科教第1309号通知</li> <li>(3) 府子本第1107号通知</li> </ul>	(1) 児童の所在の見落としを防止する装置を用いて降車の際所在の確認を行っていない。	A

## 教育・保育内容編

**り** 

1 特定教育・保育の状況	2 健康・安全の状況
(1) 特定教育・保育の取扱原則	(1) 子どもの健康診断
(2) 人格を尊重した特定教育・保育 1	(2) 疾病、ケガ等への対応
(3) 虐待等の禁止 2	(3) 事故防止及び発生時に適切な対応をするための体制 5
(4) 心身の状況等の把握	(4) 事故防止
<u>(5)</u> 特定教育・保育の提供の記録	<u>⑸</u> 損害賠償
(6) 小学校等との連携 3	<u>(6)</u> 事故の記録 <u>7</u>
(7) 相談及び援助 3	(7) 事故発生時の報告 7

#### 〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法	支援法
2	平成29年3月31日文部科学省告示第62号「幼稚園教育要領」	幼稚園教育要領
3	平成29年3月31日内閣府、文部科学省告示第1号、厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	幼保連携型認定こども園教 育・保育要領
4	「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
5	昭和22年3月31日法律第26号文部科学省「学校教育法」	教育基本法
6	昭和22年3月29日法律第26号文部科学省「教育基本法」	学校教育法
7	昭和33年法律第56号厚生労働省「学校保健安全法」	学校保健安全法
8	昭和22年3月31日文部科学省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
9	平成18年法律第77号「就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	就学前子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推 進に関する法律
10	平成30年3月30日文科初第1814号「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について」	29文科初第1814号
11	平成27年1月27日府政共生第73号「幼保連携型認定こども園園児指導要録について」	府政共生第73号通知
12	平成21年1月29日20初幼教第9号「認定こども園こども要録について」	20初幼教第9号
13	平成29年11月10日府子本第912号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号通知
14	令和5年4月1日こ成安第2号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号通知
15	令和4年9月28日4足教子指発第787号「緊急時(けいれん・頭部打撲)の対応について」	4足教子指発第787号

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 特定教育・保育の状況 (1) 特定教育・保育の取扱原 則	特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。(区運営基準条例)	1 適切な特定教育・保育の提供を行って いるか。	(1) 支援法第2条 (2) 幼稚園教育要領前文、第1章第1 (3) 幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領第1章第1の1、第3の1、 2、3	(1) 子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っていない。	O
	1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。(区運営基準条例)		<ul> <li>(4) 区運営基準条例第3条1、第15条1(2)、(3)、2</li> <li>(5) 教育基本法第2章第11条</li> <li>(6) 学校教育法第3章</li> <li>(7) 学校教育法施行規則第3章</li> </ul>	(2) 子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供が不十分である。	В
	(1) 認定こども園 ( <u>認定こども園法</u> 第3条第1項又は第3項の認 定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされた ものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項				
	(2) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第 26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園 の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)				
	前項(1)に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。(区運営基準条例)				
	2 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。(幼稚園教育要領)	1 教育時間の終了後等に行う教育活動 において、担任教師と緊密な連携を図っ ているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第7、第3 章 (2) 幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領第4章第2の5 (3) 区運営基準条例第15条1(2)、	(1) 教育時間の終了後等に行う教育活動において、担任教師と緊密な連携を図っていない。	В
	教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に 一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及 び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。 (幼保連携型認定こども園教育・保育要領)				
(2) 人格を尊重した特定教育・ 保育	特定教育・保育施設等は、 <u>当該</u> 特定教育・保育施設等を利用する 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校 就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努め なければならない。(区運営基準条例)	1 子どもの意思及び人格を尊重し、常に 子どもの立場に立って特定教育・保育の 提供に努めているか。		(1) 人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。	С

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給 付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (区運営基準条例)  ① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加 えること。  ② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつ な行為をさせること。  ③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長 時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる ①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育 又は業務を著しく怠ること。  ④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の 子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (児童福祉法)	1 虐待等の行為は行われていないか。	(1) 区運営基準条例第25条 (2) 児童福祉法第33条の10	(1) 職員が子どもの心身に有害な 影響を与える行為を行っている。	С
(4) 心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。(区運営基準条例)	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	<ul><li>(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(1)</li><li>(2) 区運営基準条例第10条、第15条(2)、(3)</li></ul>	(1) 子どもの心身の状況等の把握 に努めていない。 (2) 子どもの心身の状況等の把握 が不十分である。	В
( <u>5</u> ) 特定教育・保育の提供の 記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、 内容その他必要な事項を記録しなければならない。(区運営基準 条例)	<ul> <li>特定教育・保育の提供について記録されているか。</li> <li>・ 日にち ・ 曜日</li> <li>・ 天気</li> <li>・ 子どもの出欠席人数</li> <li>・ 記録者名</li> <li>・ 主な活動の様子</li> <li>・ 園長の確認印またはサイン</li> </ul>	(1) 区運営基準条例第12条	<ul><li>(1) 特定教育・保育の提供の記録をしていない。</li><li>(2) 特定教育・保育の提供の記録が不十分である。</li></ul>	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 小学校等との連携	小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育・幼保連携型認定こども園の教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。(幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領)	1 子どもの就学に際し、子どもの育ちを 支えるための資料(要録)が小学校へ送 付されているか。	<ul> <li>(1) 幼稚園教育要領第1章第3の5(2)</li> <li>(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の1(5)イ</li> <li>(3) 区運営基準条例第11条、第15条1(2)、(3)、2</li> <li>(4) 29文科初第1814号通知</li> </ul>	<ul><li>(1) 資料(要録)の作成がされていない。</li><li>(2) 資料(要録)が小学校へ送付されていない。</li></ul>	ВВ
	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。(区運営基準条例)		(5) 府政共生第73号通知 (6) 20初幼教第9号通知		
(7) 相談及び援助	1 家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。(幼稚園教育要領) 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通して、保護者との相互理解を図るよう努めること。(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)	1 保護者からの相談に応じたり、教育・ 保育に関する理解を深めたりしている ・ 保護者会や個人面談を設けてい ・ 保護者が参加、参観する園行事を 設けている。 ・ 随時、保護者からの相談に応じて いる。	(1) 幼稚園教育要領第1章第6の2 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第2の1、2、3、6、7、8 (3) 区運営基準条例第15条1(2)、(3)、2、第17条	(1) 保護者からの相談に応じる等、保護者支援の対応を行っていない。 (2) 保護者からの相談に応じる等、保護者支援の対応が不十分である。	В
	教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育でを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育でを自ら実践する力の向上及び子育での経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)				
	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定 <u>子どもに係る教育・保育給付認定</u> 保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(区運営基準条例)				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育・幼保連携型認定こども園の教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。(幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領)	1 小学校や他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努めているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第6の3 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2(3)サ (3) 区運営基準条例第3条3、第15条 1(2)、(3)	(1) 小学校や他の特定教育・保育 施設等と密接な連携を行ってい ない。	В
	特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(区運営基準条例)				
2 健康・安全の状況					
(1) 子どもの健康診断	1 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。(学校保健安全法) 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な処置をとらなければならない。(学校保健安全法)	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の2(2) (2) 学校保健安全法第13条、第14条 (3) 就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条、第14条	(1) 年度内に1回以上の健康診断 を実施していない。	В
(2) 疾病、ケガ等への対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)	1 急な体調不良等への対処を適切に 行っているか。	(1) 区運営基準条例第18条	(1) 体調の急変時、その他必要な場合に、保護者又は医療機関への連絡を適切に行っていない。	С
				ない。	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 事故防止及び発生時に適 切な対応をするための体 制	特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。(区運営基準条例)	1 事故予防及び発生時対応のための各 種ガイドライン及びマニュアルを作成し ているか。	(1) 区運営基準条例第32条1(1)、(2)	(1) ガイドライン及びマニュアルを 作成していない。	С
	(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法 等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するこ と。			(2) ガイドライン及びマニュアルの 内容が不十分である。	В
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が 生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善 策を教員等に周知徹底する体制を整備すること。			(3) ガイドライン及びマニュアルを 教員等と共有していない。	В
	(3) 事故発生の防止のための委員会及び教員等に対する研修 を定期的に行うこと。	2 事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されているか。	(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)	(1) 事故報告、改善策を周知徹底 する体制が整備されていない。	С
				(2) 事故報告、改善策を周知徹底 する体制が不十分である。	В
		3 事故発生防止委員会及び研修が定期 的に実施されているか。	(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)	(1) 事故発生防止委員会及び研修 が定期的に実施されていない。	С
(4) 事故防止	1 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。(幼稚園教育要領)	1 子どもの事故防止に配慮しているか。 ① 窒息の可能性のある玩具等が保育 環境下に置かれていないかなどに ついて、定期的に点検しているか。	(1) 幼稚園教育要領第1章第4(3) (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(2) (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第	(1) 子どもの事故防止に配慮していない。	С
	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)  特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。(区運営基準条例)  ① ロに入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児がいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋 (平成28年3月内閣府)	<ul> <li>② 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。</li> <li>③ 園外保育に関する体制や配慮は十分か。</li> <li>④ プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</li> </ul>	32条	(2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	② 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 ・ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風だんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋 (平成28年3月 内閣府)				
	③ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)				
	④ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)				
(5) 損害賠償	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行わなければならない。(区運営基準条例)	1 損害賠償に対する策を講じているか。 ・ 損害賠償保険の加入 等	(1) 区運営基準条例第32条4	(1) 損害賠償に対する策を講じてい ない。	С
( <u>6)</u> 事故の記録	特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(区運営基準条例)	1 事故の経過及び対応等を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第32条3	<ul><li>(1) 事故の経過及び対応等を記録していない。</li><li>(2) 事故の記録内容が不十分な部分がある。</li></ul>	В

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事故発生時の報告	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 当該給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じなければならない。(区運営基準条例)	1 報告対象となる事故を区に速やかに 報告しているか。	(1) 区運営基準条例第32条2 (2) 府子本第912号通知 (3) こ成安第2号通知 (4) 4足教子指発第787号	(1) 区への事故報告が行われていない。	С
	次に掲げる事故が発生した場合には私立保育園課に報告すること。(こ成安第2号通知)			(2) 区への事故報告が速やかに行われていない。	В
	① 死亡事故				
	② 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)				

# 会計経理編

#### **り**

1	会計の区分		• •		• • •		٠.	• • •	٠.	•
2	会計記録の整備		• •	• •		• • •	• •		• •	•
3	利益供与等の禁止			٠.		• • •	٠.		• •	
(1	) 当該施設を紹介する対償として	の利	益	供	与		• •		• • •	• • •
(2	)子どもを紹介する対償としての	利益	収5	受						
4	利用者負担額等の受領等									
(1	)領収証等の交付									
(2	)利用者への料金の説明及び同	意								

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
		区運営基準条例
3	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府令第49号

#### 私立幼稚園・認定こども園 会計経理

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	区運営基準条例第33条	1 特定教育・保育の事業の会計を その他の事業の会計と区分して いない。	
				2 会計の区分の仕方が不十分である。	В
		個人のポイントカード、クレジットカード及び 電子マネー等を使用していないか。		3 個人のポイントカード、クレジット カード及び電子マネー等を使用 している。	A
2 会計記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記 録を整備しておかなければならない。	計算書類等、会計帳簿等を作成しているか。	区運営基準条例第34条1	1 計算書類等、会計帳簿等を作成 していない。	С
				2 計算書類等、会計帳簿等を一部作成していない。	В
3 利益供与等の禁止					
(1) 当該施設を紹介する対償と しての利益供与	特定教育・保育施設は、利用者支援事業、その他の地域 子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地 域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその 家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品そ の他の財産上の利益を供与してはならない。	当該施設を紹介する対償としての利益供与を行っていないか。	区運営基準条例第29条1	1 当該施設を紹介する対償としての利益供与を行っている。	С
(2) 子どもを紹介する対償とし	       特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育	 	区運営基準条例第29条2	1 子どもを紹介する対償として利	C
ての利益収受	施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	いないか。		益を収受している。	
4 利用者負担額等の受領等					
(1) 領収証等の交付	保護者から費用の支払を受けた際は、費用に係る領収証 を交付しなければならない。	領収書(受領印を押した集金袋等)を交付しているか。	区運営基準条例第13条5	1 領収書(受領印を押した集金袋 等)を交付していない。	С
				2 領収書を一部交付していない。	В
(2) 利用者への料金の説明及び同意	特定教育・保育施設は、区運営基準条例第13条第3項及び第4項に基づき特定教育・保育に必要な費用の支払いを保護者に求める際は、あらかじめ金銭の使途、額、金銭の支払いを求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対し説明を行い、文書による同意を得なければ	金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、使 途及び額並びに金銭の支払を求める理由を 書面により説明し、文書による同意を得ている か。		1 金銭の使途、額、金銭の支払い を求める理由を書面で明らかに し、利用者に説明し、同意を得て ない。	
	ならない。(ただし、区運営基準条例第13条第4項に係る同意については文書によることを要しない。)			2 説明等に関する対応について、 何等かの不十分な点がある。	В